



生活衛生ニュース

July 2016
Vol. 3 / No.7(通巻31号)

発行：(株) 静環検査センター
静岡県藤枝市高柳2310番地 tel.054-634-1000 fax.054-634-1010

蚊が媒介する感染症

～国内流行が危ぶまれるデング熱、ジカ熱に注意～

蚊が媒介する感染症は数多くありますが、国際的にみるとマラリアが最も重要で、毎年、アフリカやアジアなどの主に熱帯地域で3億人以上(100万人以上が死亡)の患者が発生しています。マラリアのように海外で蚊に刺され入国後に発病がみられる感染症は、これ以外にデング熱、ジカウイルス感染症、チクングニア熱があります(表)。また、国内では、古くから日本脳炎が発生していますが、予防接種制度の効果もあり、現在では年間10人以下の患者しか発生していません。

今回は、2年前に国内流行がみられたデング熱と最近話題になっているジカ熱について解説します。

1 デング熱

デング熱は、2～14日(多くは3～7日)の潜伏期間を経て突然、発熱がみられ、発症3～4日後から発疹が現れます。なお、症状が悪化するとデング出血熱(血漿漏出、出血傾向)へ移行し、死に至ることもあります。流行地は、熱帯・亜熱帯地域で、全世界の年間患者数は約4億人に及んでいます。

近年、国内での流行は起こっていましたが、2014年の夏季に東京都の公園が主な感染場所となった150症例以上の流行が確認されました。国内には通常デングウイルスを保有する蚊はいないので、海外で感染し国内で発症した患者を刺した蚊が他の人を吸血する際にウイルスを感染させたことが流行の始まりだと考えられます。デング熱は、国内に広く分布するヒトスジシマカ(写

真)も媒介するので、今回の国内流行はヒトスジシマカが媒介したものだと思われ、実際に



写真 ヒトスジシマカ
(提供:国立感染症研究所)

に都内のヒトスジシマカからデングウイルスが検出されています。

2 ジカウイルス感染症(ジカ熱)

ジカウイルスは、1947年にウガンダの「ジカの森」のアカゲザルから初めて分離されたウイルスです。一般的には、ジカ熱と呼ばれていますが、2016年2月に「ジカウイルス感染症」という疾患名で感染症法上の四類感染症に指定されました。本疾患は、2007年以降、ミクロネシアやポリネシアで流行がみられていましたが、2015年からブラジルを含む南アメリカ大陸で大流行が起こっています。

ジカウイルス感染症の潜伏期間は2～12日(多くは2～7日)で、症状はデング熱に類似していますが、通常、デング熱よりも軽症です。しかし、妊婦が感染した場合、小頭症の新生児が生まれる恐れがあることが判明し、大きな脅威となっています。国内に広く生息するヒトスジシマ

カも媒介能がありますので、夏季に海外で感染した旅行者が入国した場合は、デング熱のように国内で流行する可能性があります。不顕性感染(無症状)は80%と高率であり、無症状でもジカウイルスに感染していることがありますので、特に妊婦は流行地への渡航を控えることが大切です。また、ジカウイルス感染者の精液から2カ月間にわたりウイルスが検出された事例もあるので、パートナーが流行地から帰国した場合は、性行為感染症の観点からの予防も大切となります。

3 蚊媒介感染症から身を守るには

日本脳炎以外は、海外旅行時に蚊に刺されないようにすることで予防できます。旅行先の蚊媒介感染症の発生状況を調べ、危険性が高い場合は、渡航の延期をするか、長袖、長ズボンの着用、忌避剤(防虫スプレー等)の使用などで蚊の吸血を防ぐ必要があります。蚊媒介感染症は、蚊に刺されてから2～7日後に発症する場合がありますが、感染症の種類によっては2週間後(マラリアは最長40日)に症状が現れる場合もあります。帰国後、数週間は体調の変化に気を配り、発熱等の症状が見られた場合には、医療機関で診察を受け、医師に海外渡航歴を伝えることが重要です。

(文責：川森 文彦)

(参考資料)

- 1) 国立感染症研究所HP
- 2) 平成27年度 日本獣医公衆衛生学会抄録集

表 国内で患者が確認されている蚊媒介感染症

疾患名	主な媒介蚊	主な症状	主な発生地域(国内発生状況)
デング熱 (デングウイルス)	ネッタイシマカ、 ヒトスジシマカ	発熱、頭痛、筋肉痛、 関節痛、発疹	東南アジア、南アジア、中南米、カリブ海諸国(2014年に東京で国内流行)
ジカウイルス感染症 (ジカウイルス)	ネッタイシマカ、 ヒトスジシマカ	発熱、発疹、筋肉痛、 関節痛、結膜充血	中南米、カリブ海諸国、オセアニア、アフリカ(入国者の発生あり)
日本脳炎 (日本脳炎ウイルス)	コガタアカイエカ	頭痛、発熱、髄膜刺激 症状、意識障害	日本、極東アジア、東南アジア、南アジア (国内感染で毎年発生)
チクングニア熱 (チクングニアウイルス)	ネッタイシマカ、 ヒトスジシマカ	発熱、関節痛、頭痛、 筋肉痛、リンパ節腫脹	アフリカ、南アジア、東南アジア (入国者の発生あり)
マラリア (マラリア原虫)	ハマダラカ	発熱、悪寒、倦怠感、 頭痛、筋肉痛、関節痛	アフリカ、中東、アジア、オセアニア、中南米(入国者の発生あり)

動物性食品からの危害

～食品を介し動物から人に感染する病気～

ヒトは動物から命の糧となる栄養をもらっています。

その代表的なものに、牛肉、豚肉、鳥肉、鶏卵、牛乳があります。それらは調理後そのまま食べられることもありますが、さまざまな加工食品の原材料として多く使用されています。

動物性食品を摂取することの恩恵は異論をささむ余地はありませんが、その大きな恩恵の陰に、有害性が潜むこともあります。年齢を重ねてからの過剰摂取による肥満や、元々保有している細菌などによる病気感染などです。

今回は、動物が病気にかかっていたり、細菌を体内に保有していたりすることにより、動物由来の食品から人に健康被害を生ずる恐れのある病気について知っていただきたいと思います。

1 感染症法により指定されている病気

感染症の発生予防及び蔓延の防止を目的とした法律に、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）があります。この法律に、動物から人に感染する病気も数多く規定されており、なかには飲食物を介して感染する病気もあります。

主な病気を表に示しました。牛ブルセラ症は1973年以来ほとんど発生がありませんが、腸管出血性大腸菌感染症やE型肝炎などは毎年発生しているので注意が必要です。

食肉が原因の病気予防対策として、

平成23年10月に食品衛生法が改正されました。腸管出血性大腸菌感染症を防止することを目的として改正された内容には、牛肉を生で提供するためには、専用の調理器具を使用し、食肉の外側1cm以上を60℃2分以上加熱した後、その中心部を生食用として使用することなど、かなり厳しい基準が設けられました。

また、E型肝炎を防止するため、平成27年6月、豚肉を生食用として提供・販売することが禁止され、生食はできない旨を消費者に知らせることが販売者に義務付けられています。このため、現在は牛・豚の肝臓を含む内臓及び豚肉は、生食用として提供できなくなりました。予防手段としては、肉や牛乳を摂取するときは十分に加熱することが重要です。

2 その他食肉・鶏卵から人に食中毒をおこす菌

(1) 食肉に起因する食中毒

代表的な細菌は、カンピロバクター、サルモネラ、エルシニアです。これらの菌は健康な動物でも腸管内に生息していることが多く、流通している食肉にこれらの菌が付着していても不思議ではありません。生食用として流通している牛肉を除き、食肉には細菌が付着しているものと考えて、取り扱いに注意してください。

食中毒を防止するには次の点に注意してください。

- ・喫食時には十分加熱すること。また他の食品の調理器具とは区別し、調理工程も区別するよう心掛けること。食肉調理後は調理器具の洗浄・消毒を行うこと。自分で調理しながら食べるときは調理器具と喫食器具は区別すること。
- ・冷蔵庫へ保管するときは他の食品と接触させないこと。保管温度は5℃以下とし、温度は定期的に確認すること。冷蔵庫に保管しても早めに食べること。

(2) 鶏卵に起因する食中毒

サルモネラがあります。上述の食肉による食中毒予防方法の他、生卵を食べる場合には、生食用の卵（表示義務がある）を、購入後は冷蔵庫に保存し早めに食べることが重要です。

3 BSE

BSEとは Bovine Spongiform Encephalo-halopathy（牛海綿状脳症）の略です。牛に神経症状を起こす病気、平成13年に国内で初めて発生が確認され、平成21年までに36頭の発生がありました。原因物質であるプリオン（異常タンパク）は、牛の脳や脊髄に蓄積します。この物質を人が摂取することにより感染し、認知症に似た病気を起こすことが危惧されています。このことから、「牛を食肉にする際に検査すること、プリオンが蓄積しやすい部位を除去すること」が法律で義務付けられています。このため国内に流通している牛肉から人が感染することはありません。

以上のように動物由来食品から人に感染する病気には、重い症状を起こすものもあることなどから、その防止のための規制も強化されています。動物由来食品の生産から流通、販売、調理に従事する人が取り扱いの基準を守り、安全性を確保することは当然ですが、消費者の方も取り扱い方法等を理解しておくことが大切です。

（文責：村松 芳貴）

（参考資料）

- 1) 動物由来感染症 ―その診断と対策― 真興交易医書出版（2003）
- 2) 食中毒予防必携 日本食品衛生協会（2013）

表 飲食物を介し動物から感染する可能性のある主な病気

病 名	保有畜種	人の症状	感染形態
腸管出血性大腸菌感染症	動物一般 特にウシ	腹痛、下痢、嘔吐、腎不全	過熱不十分な肉の摂取
E型肝炎	ブタ、シカ、イノシシ	発熱、黄疸、嘔吐、劇症肝炎	過熱不十分な肉の摂取
エキノコックス症	キツネ	肝臓に嚢胞*	主に北海道で虫卵に汚染された沢の水を飲む
ブルセラ症	ウシ	リンパ節腫脹、関節痛	過熱不十分な牛乳の摂取

*嚢胞が癌と診断され、手術により発見されることがある

お問い合わせ

TEL 054-634-1000 FAX 054-634-1010
http://www.seikankensa.co.jp

最新の分析機器と高精度な技術で暮らしの安心、安全をサポートする

株式会社 静環検査センター

静岡県藤枝市高柳2310番地